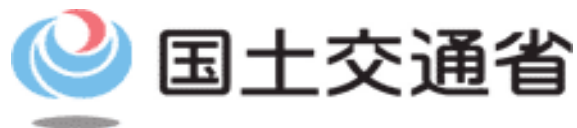


- 建設業の技能者の約3分の1は55歳以上となっており、**他産業と比べて高齢化が進行している**。建設業が引き続き「地域の守り手」として役割を果たしていくためには、将来の建設業を支える担い手の確保が急務となっている。**特に若者や女性の建設業への入職や定着の促進などに重点を置きつつ、働き方改革を更に促進し、魅力ある職場環境を整備することにより、中長期的に人材確保・育成を進めていくことが重要である。**
- **国土交通省・厚生労働省は、業界団体が技能者の処遇改善や技能の研鑽を目指し推進する「建設キャリアアップシステム（CCUS）」の普及促進など、引き続き、両省で連携して建設業の人材の確保・育成に向けた取組を進めていくこととしており、令和4年度予算（案）において所要の措置を講じる。**



建設産業の健全な発展を図る観点から、建設業者団体や企業と連携し、就労環境の整備や人材確保・育成に向けた取組、建設工事請負契約の適正化等を実施

連携

CCUSの普及促進に向けた取組

- 業界等と連携した普及促進(国交省)
建設キャリアアップシステム普及・活用に向けた官民施策パッケージの推進
- 建設関係助成金による支援(厚労省)
CCUSの普及促進に資する新規コースの新設
- CCUSの普及啓発等(国交省、厚労省)
ハローワーク利用者等に対する周知など



建設労働者の確保や雇用の安定を図る観点から、建設業者団体や企業が人材確保・育成等に取り組む際の助成金の支給やハローワークにおいて就職支援を実施

魅力ある職場づくり

技能者の処遇を改善し
安心して働けるための環境整備

人材確保

建設業への入職や定着を促すため、建設業の魅力の向上やきめ細かな取組を実施

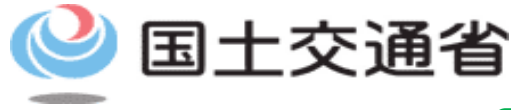
人材育成

若年技能者等を育成するための環境整備

建設業の人材確保・育成をサポート

建設事業者

国土交通省と厚生労働省の令和4年度予算案の概要



※◆は建設業に特化した支援

人材確保

◆ 建設産業の働き方改革の実現	135百万円	◆ 建設事業主等に対する助成金による支援	68.4億円
◆ 建設キャリアアップシステム普及・活用等を通じた建設技能者の処遇改善	181百万円	◇ ハローワークにおける人材不足分野のマッチング支援	44.4億円
建設キャリアアップシステムを活用した建設産業における女性の定着促進支援 社会保険加入の徹底・定着		◇ 高校生に対する地元における職業の理解の促進支援	18百万円

人材育成

◆ 地域建設産業の生産性向上及び持続性の確保	11百万円	◆ 中小建設事業主等への支援	5.2億円
◆ 建設産業の働き方改革の実現 (再掲)	135百万円	◆ 建設分野におけるハロートレーニング (職業訓練) の実施	1.2億円
◆ 建設キャリアアップシステムの普及・活用等を通じた建設技能者の処遇改善 (再掲)	181百万円	◇ ものづくりマイスター制度による若年技能者への実技指導	19.7億円
◇ 大工技能者等の担い手確保・育成支援	500百万円の内数	◇ 短期間で取得でき安定就労に有効な資格等の取得支援	26.0億円
		◆ 建設事業主等に対する助成金による支援 (再掲)	68.4億円

魅力ある職場づくりの推進

◆ 建設職人の安全・健康の確保の推進	9百万円	◇ 働き方改革推進支援助成金による支援	66.0億円
◆ 建設産業の働き方改革の実現 (再掲)	135百万円	◇ 働き方改革推進支援センターによる支援	43.8億円
適正な工期設定・施工時期の平準化等による働き方改革の推進 建設技術者の働き方改革の推進		◆ 雇用管理責任者等に対する研修の実施	82百万円
◆ 建設キャリアアップシステム普及・活用等を通じた建設技能者の処遇改善 (再掲)	181百万円	◆ 「つなぐ」化事業の実施	28百万円
◆ 建設業許可等の電子申請化に向けた環境整備	300百万円	◆ 建設業の一人親方等の安全衛生対策支援事業	1.1億円
建設業許可等の電子申請システムの試行及び運用システムの機能拡充		◆ 中小専門工事業者の安全衛生活動支援事業の実施	96百万円
		◇ 労災保険特別加入制度の周知広報等事業の実施	30百万円
		◆ 建設業における墜落・転落災害等防止対策推進事業	87百万円
		◆ 建設事業主等に対する助成金による支援 (再掲)	68.4億円

人材確保

※◆は建設業に特化した支援
()内は令和3年度当初予算額

◆ 建設事業主等に対する助成金による支援【一部新規】 68.4億円(60.9億円)

- ・ 雇用管理改善や人材育成に取り組む中小建設事業主等に経費や賃金の一部を助成する。助成目的別に人材確保等支援助成金、人材開発支援助成金及びトライアル雇用助成金がある。
- ・ 人材確保等支援助成金において、建設キャリアアップシステム等普及促進コース(仮称)を新設し、建設事業主団体が実施するCCUS技能者登録料等の補助やCCUS登録等に係る申請手続支援、就業履歴を蓄積するカードリーダーの導入等に対し支援する。
- ・ 人材開発支援助成金(建設労働者技能実習コース)について、建設キャリアアップカード登録者については賃金助成額を1.1倍にする。(令和4年度まで延長)。

◇ ハローワークにおける人材不足分野のマッチング支援【拡充】 44.4億円(45.0億円)

- ・ 医療・福祉、建設、警備、運輸などの雇用吸収力の高い分野へのマッチング支援を強化するため、ハローワークに「人材確保対策コーナー」を設置し、関係機関等と連携した人材確保支援を実施する。
- ・ 「人材確保対策コーナー」においては、求人者への求人充足に向けた助言・指導、求職者に対する担当者制によるきめ細かな職業相談・職業紹介、関係機関、業界団体等との連携によるセミナー、事業所見学会、就職面接会等を開催する。
- ・ 「人材確保対策コーナー」を中心に、ハローワーク利用者に対してCCUS制度を周知するとともに、建設業の就職を希望する求職者に対してCCUS登録済み建設事業主の求人情報を提供し、応募を勧奨する。

◇ 高校生に対する地元における職業の理解の促進支援【継続】 18百万円(18百万円)

- ・ 建設等も含めた多様な業種に関しての職業理解を進めるため、業界団体や地元企業による高校内企業説明会等を実施する。

※◆は建設業に特化した支援
()内は令和3年度当初予算額

人材育成

- ◆ **中小建設事業主等への支援【継続】** 5.2億円 (5.7億円)
 - ・ 建設労働者育成支援事業・・・離転職者、新卒者、学卒未就職者等を対象とした、訓練カリキュラムの策定、訓練生募集、職業訓練の実施、就職支援をパッケージで業界団体が行う事業を実施する。
 - ・ 認定職業訓練・・・認定職業訓練及び広域団体認定訓練に要する経費について補助を実施する。

- ◆ **建設分野におけるハロートレーニング(職業訓練)の実施【継続】** 1.2億円 (1.2億円)
 - ・ 建設機械等の運転技能だけでなく、パソコンスキル講習等と組み合わせたハロートレーニング(職業訓練)を引き続き実施する。
 - ・ 建設分野の職業訓練受講者に対するリーフレットを活用したCCUS制度の周知を実施する。

- ◇ **ものづくりマイスター制度による若年技能者への実技指導【継続】** 19.7億円 (27.6億円)
 - ・ ものづくりマイスターを中小企業等に派遣し、若年技能者への実技指導を実施する。
 - ・ 資格取得を促進し、賃金アップにつながる取組を進める中小企業等に対して実技指導を強化する。

- ◇ **短期間で取得でき安定就労に有効な資格等の取得支援【継続】** 26.0億円 (27.5億円)
 - ・ 就職氷河期世代の方向けに創設した「短期資格等習得コース」において、短期間で取得でき、安定就労につながる資格等の習得を支援するため、業界団体等に委託し、訓練と職場体験等を組み合わせ、正社員就職を支援する出口一体型の訓練を行う。

- ◆ **建設事業主等に対する助成金による支援【一部新規】 (再掲)** 68.4億円 (60.9億円)

※◆は建設業に特化した支援
()内は令和3年度当初予算額

魅力ある職場づくりの推進

◇働き方改革推進支援助成金による支援【継続】

66.0億円 (65.4億円)

- ・ 中小企業・小規模事業者が時間外労働の上限規制等に円滑に対応するため、生産性を高めながら労働時間の短縮等に取り組む場合において、中小企業や傘下企業を支援する事業主団体に対する助成を行う。

◇働き方改革推進支援センターによる支援【一部新規】

43.8億円 (66.8億円)

- ・ 中小企業・小規模事業者等においても、働き方改革を着実に実施する必要があることから、47都道府県に「働き方改革推進支援センター」を設置し、労務管理等の専門家による働き方改革全般に関する窓口相談や企業訪問コンサルティングの実施、企業の取組事例や労働関係助成金の活用方法等に関するセミナーの実施等を行う。また、全国センターにおいて、働き方改革全般に係る先進的な取組事例の収集や周知啓発及び総合的な情報発信などの支援を行う。

◆雇用管理責任者等に対する研修の実施【継続】

82百万円 (1.0億円)

- ・ 雇用管理に関する基礎的な知識を習得する「基礎講習」に加え、若年者の職場定着を高めるため、熟練労働者と若年労働者とが円滑なコミュニケーションを取りながら働くことのできる環境づくりの手法等を学ぶ「コミュニケーションスキル等向上コース」を建設業の雇用管理責任者に対して実施する。

◆「つなぐ化」事業の実施【継続】

28百万円 (30百万円)

- ・ 若年者の建設業に対する理解や定着促進を図るため、高等学校(工業科、普通科)や高等専門学校の先生・生徒と建設業界がつながる機会として、出前授業や現場見学会等を実施する。

※◆は建設業に特化した支援
()内は令和3年度当初予算額

魅力ある職場づくりの推進

- ◆ **建設業の一人親方等の安全衛生対策支援事業【拡充】** **1.1億円 (81百万円)**
 - ・ 労災保険に特別加入している一人親方等に対する安全衛生教育、一人親方等が入場している工事現場への巡回指導を実施する。

- ◆ **中小専門工事業者の安全衛生活動支援事業の実施【継続】** **96百万円(96百万円)**
 - ・ 安全衛生管理能力の向上のための集団指導・技術研修会、パトロール、個別指導等を実施する。

- ◇ **労災保険特別加入制度の周知広報等事業の実施【継続】** **30百万円 (30百万円)**
 - ・ 関係機関や関係団体を通じた一人親方等への労災保険特別加入制度の周知広報を実施する。

- ◆ **建設業における墜落・転落災害等防止対策推進事業【一部新規】** **87百万円 (93百万円)**
 - ・ 足場からの墜落・転落災害の防止対策の充実強化のための専門家による診断の実施、診断結果に基づく現場に対する指導・支援等を実施する。

- ◆ **建設事業主等に対する助成金による支援【一部新規】 (再掲)** **68.4億円 (60.9億円)**

建設事業主等に対する助成金の概要

令和4年度予定額 6,841,303千円
(令和3年度予算額 6,089,259千円)

トライアル雇用助成金

◆ 若年・女性建設労働者トライアルコース

○職業経験の不足などから就職に不安のある若年者（35歳未満）や女性を対象として、試用雇用を行った場合に支給されるトライアル雇用助成金（一般・障害者トライアルコース等）に上乗せ助成

- 【助成額】 ① 一般トライアルコース及び障害者トライアルコース
→ 対象者一人あたり4万円/月（最大3ヶ月）
② コロナによる離職者を試用雇用する事業主への助成
→ 対象者一人あたり4万円/月（最大3ヶ月）
→ 対象者一人あたり2.5万円/月（最大3ヶ月）（週20～30時間未満の場合）

人材開発支援助成金

◆ 建設労働者認定訓練コース

○能開法による認定職業訓練または指導員訓練のうち、建設関連の訓練を実施した場合に助成

- 【助成率・額】 ①経費助成 補助対象経費の 16.7%
②賞金助成 3,800円/人日
③生産性向上助成 ②の場合 1,000円/人日

◆ 建設労働者技能実習コース

○若年者等の育成と熟練技能の維持・向上を図るため、キャリアに応じた技能実習を実施した場合に助成

- 【対象となる技能実習】
○安衛法による教習、技能講習、特別教育
○能開法による技能検定試験のための事前講習
○教育訓練給付金の支給対象となっている建設業法で定める技術検定に関する講習（「通学制」、「eラーニング方式も含む通信制」）など

- 【助成率・額】
- 中小建設事業主（※支給対象：男性・女性労働者）
 - 労働者数20人以下
 - 経費助成 75%
 - 賞金助成 8,550円/人日 < 9,405円/人日 >
 - 生産性向上助成 ①の場合 15%、②の場合 2,000円/人日
 - 労働者数21人以上
 - 経費助成 35歳未満 70% 35歳以上 45%
 - 賞金助成 7,600円/人日 < 8,360円/人日 >
 - 生産性向上助成 ①の場合 35歳未満 15% 35歳以上 15%
②の場合 1,750円/人日
 - 中小以外の建設事業主（※支給対象：女性労働者）
 - 経費助成 60%
 - 生産性向上助成 ①の場合 15% など

人材確保等支援助成金

◆ 若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（建設分野）

○魅力ある職場づくりにつながる取組や広域的な職業訓練の推進活動を実施した場合に助成

- 【対象となる取組】
現場見学会、体験実習、インターンシップ等の建設業の魅力伝える取組 など

- 【助成率】 経費助成 中小建設事業主 60%
中小建設事業主以外 45% など

◆ 建設キャリアアップシステム等普及促進コース【新規】

○建設キャリアアップシステム（CCUS）等の普及促進を図ることを目的とし、建設事業主団体が普及促進に向けた事業（最長1年間の計画的な事業）を実施した場合に助成

- 【対象となる事業】
○構成員に対し、CCUSの技能者登録料等の全部又は一部の補助
○CCUS登録等に係る申請手続支援
○就業履歴を蓄積するカードリーダーの導入等

- 【助成率】 経費助成 中小建設事業主団体 66.7%
中小建設事業主団体以外 50%

◆ 作業員宿舎等設置助成コース（建設分野）

○作業員宿舎等の確保（被災三県のみ）や、建設現場の女性専用トイレ・更衣室を整備した場合に助成

- 【助成率】 経費助成 60% など

※ 人材確保等支援助成金（雇用管理制度助成コース（建設分野））を廃止。

※ 人材開発支援助成金（建設労働者認定訓練コース、建設技能者技能実習コース）については、令和元年度から生産性要件の適用を成果主義へ変更（生産性向上助成：3年後に支給）。

※ 人材開発支援助成金（建設労働者技能実習コース）の賞金助成<>括弧内は、建設キャリアアップシステム技能者情報登録者の場合（令和4年度まで延長）。

※ 人材確保等支援助成金の【助成額】【助成率】は、生産性要件を満たさなかった場合の金額・率。生産性要件を達成した場合は、上乗せして支給。

趣旨

建設労働者の入職促進及び処遇改善を図るため、建設キャリアアップシステム（CCUS）や建設技能者の能力評価制度、専門工事企業の施工能力等の見える化評価制度を普及促進する事業を人材確保等支援助成金に新たなコースとして創設。

助成対象者

建設事業主団体（次の要件を全て満たす団体；任意団体も可）

- ① 構成員の数が10以上であって、当該構成員が常時雇用する労働者の総数が50人以上であること
- ② 構成員のうち占める建設事業主の割合が50%以上であること
- ③ 構成員である建設事業主のうち占める雇用保険に加入している建設事業主が50%以上のものであること
- ④ 代表者が置かれている団体であって、団体に関する規約・規則等を有し、会計経理の独立性が担保されているなど、財務及び活動の状況等からみて、事業を的確に遂行できると認められる団体であること

※ 助成金の活用にあたっては、事業推進委員会を設置し、同委員会において、最大1年間の事業年間計画を策定の上、実施した取組に対する効果検証を行うことが必要。

建設事業主団体 (構成員10以上、常時雇用労働者50人以上)	
建設事業主 (建設労働者を「雇用」し「建設業」を営む者) 50%以上	建設事業主以外 (1人親方等) 50%以下
雇用保険加入の建設事業主 25%以上	雇用保険未加入の建設事業主 25%以下

助成額

中小建設事業主団体:対象経費の2/3
上記以外の団体 :対象経費の1/2

※中小建設事業主団体
構成員のうち中小建設事業主(資本金3億円以下
又は労働者数300人以下)の割合が2/3以上の団体

支給上限額

1 団体につき 1 事業年度（4/1～3/31）の上限額
全国団体:3,000万円 都道府県団体:2,000万円 地域団体:1,000万円

対象事業及び対象経費

メニュー名	事業内容	対象経費	助成期間
1 CCUS等登録促進事業	建設事業主団体が、中小構成員等（注）に対し、事業者登録料、技能者登録料、レベル判定手数料、見える化評価手数料の全部又は一部を補助する事業	・事業者登録料（※1）・技能者登録料、レベル判定手数料、見える化評価手数料（※2）について中小構成員等に対し補助した額 ※1 事業者登録料については、原則として、技能者登録と一体で登録を行った場合に限り対象 ※2 見える化手数料は5万円が上限	補助の対象とする中小構成員等が異なれば複数年も可（1事業主において各登録料・手数料につき1回）
2 CCUS等登録手続支援事業	建設事業主団体が、中小構成員等（注）を対象に事業者登録、技能者登録、レベル判定、見える化評価の申請手続を支援する事業	・申請手続等を専任するアルバイト等の人件費、印刷製本費、消耗品費など ※一部費用に上限額あり。 ・申請手続等を行政書士等の外部機関へ委託する場合の委託費	各建設事業主団体につき1回限り（最長1年間）
3 就業履歴蓄積促進事業	建設事業主団体が、中小構成員等（注）におけるカードリーダーなどの各種機器やアプリなどのソフトウェア等の導入を促進する事業	・カードリーダーなどの各種機器の購入費・リース料、アプリなどソフトウェア等の導入に係る契約費用（初期費用・月額利用料等）、機器設置費用、説明会開催費用など ※ 各費用に上限額あり。ランニング費用は事業計画期間内（最大1年間） ・上記費用について中小構成員等に対し補助した額	貸出・補助の対象とする構成員が異なれば複数年も可（1事業主につき1回）

（注）中小構成員等：構成員である中小建設事業主及び一人親方のほか、当該構成員と元下関係にあるなど直接関係のある中小建設事業主及び一人親方をいう。